

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第3回）

令和2年11月20日

【小島会長】 皆様、おはようございます。ただいまより令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会第3回を開催いたします。皆様御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、オンラインでの参加も含めて全ての委員の方々に参加していただくことができました。委員の皆様、大変お忙しい中、御協力いただきまして、ありがとうございました。

なお、松田委員、竹内委員については途中からの出席、岩崎委員については11時までの出席ということで進めてまいります。よろしくお願いいたします。

ではまず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【二見文化資源活用課補佐】 では、本日の配付資料について確認させていただきます。まず議事次第と、それから、資料1、11月の主な意見、それから、資料2でこれまでの議論の整理。それからあとは、参考資料扱いになるんですけれども、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度についてというもの、それから、参考2は、横組みの、制度のイメージです。それから、参考3で指定・登録の基準、それから、4つ目に文化芸術基本法の抜粋、以上の参考資料4つです。

何かお手元で足りない資料等ございましたら、今の時点でお伺いしますけれども、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

前回同様、これまでの資料等をつづったファイルをお手元に置かせていただいております。青いファイルです。これも必要に応じて御参照ください。なお、こちらについては、今後も追加してまいりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

また、前回同様、新型コロナウイルス感染防止のため、プレスを含む傍聴者はオンライン参加です。岩崎委員、甲斐委員、竹内委員、都竹委員もオンラインで参加していただいております。音声配信の都合上、大変申し訳ございませんが、タイムラグが生じることもございます。御不便をおかけしますが、何とぞ御了承をお願いいたします。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。では早速ですが、議事を進めてまいりたいと思います。議題1について、事務局より説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 おはようございます。先生方におかれましては、本当にお忙しい中、本日第3回目になりますが、今日もどうぞよろしく願いいたします。

まず資料1、前回会議でいただきました御意見をまとめたものがありますので、こちらを、少し紹介したいと思います。先生方には事前に、ぎりぎりだったんですけども、御確認いただいたところですが、少し振り返ります。

1回目に、文化庁からの説明と各先生方のお話をいただきました。

前回2回目は、国の文化財をどのように保護・活用していくのかと。特に無形・無形民俗文化財の登録をどのように考えていくのかとか、また、自治体の文化財の保存・活用をどう考えていくのかという前半のヒアリングと、それから、後半は、書道、華道、茶道等ないしは食文化等の生活文化、そのほかにつきまして、文化財の考え方はどのように捉えていくのかということで、関係の皆様合計9人の方々からお話をいただきました。

前半にありました国の無形・無形の民俗文化財のところ、ヒアリング内容というのは、ヒアリングでお越しになった方がお話しされたところ、委員の御意見というのは、その後まとめて意見交換をしたところの主なものを書かせていただきました。

記録選択の制度がありまして一定の役割を果たしていたり、また、その制度の整理が必要ではないかというお話、それから、既に有形文化財の登録制度は平成8年の建造物以来導入されてきていますので、それとの考え方の整理でしたり、自治体で指定されたものとの関係性、それから、登録された場合の保護・支援とセットで検討したらどうかというお話なんかをヒアリングの際にいただきました。

委員の方からも、指定や記録選択などとの整理が必要ではないかとか、美術工芸品の登録では現在17件、これはコレクションですから、1件当たり1万件とかいうこともあるのですが、そういったところをもう少し活用したらどうかというお話がありました。十分な支援措置も必要ではないかと。また、これを望んでいる方々はもう少し明らかにできたいというお話もありました。

検討事項2のところは、今後新たに文化財等というところの話ですけども、ヒアリングでは、芸能と工芸技術が現在の分野ですが、それ以外のものにつきまして、学問的な裏づけ、十分な調査研究、客観的な評価システムがあると分かりやすくなっていくのではないかというお話だったり、有形の登録は比較的新しいものをやっているのではないかというお話もありました。

2ページ目です。生活文化も、文化芸術基本法にもきちんと規定されるため、文化財保護

法の対象とされるべきということもありました。これに関しましては、参考資料4ですが、文化芸術基本法の抜粋を入れさせていただきました。いろいろ書かせていただいたのですが、文化芸術基本法、平成13年度の法律ですが、下から2つ目に第12条があります。文化芸術に関する基本的な施策の中で、生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及という項目があります。この中で、生活文化はどのようなものかということで規定があり、国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図ると。ほかにも、生活文化は法令上ではこのような規定がこれまであります。参考までに御紹介させていただきました。

戻っていただきまして、資料1の2ページですが、意見交換の中での先生方からのお話としましては、学術的な調査研究が進んでいることが大事ではないかとか、無形・無形の民俗文化財どちらかという課題もあります。教授活動を通じて継承されるものと、生活の中で慣習としてできる概念整理があるもの、全国的な広がり、地域性が強いとか、いろいろ観点があるというお話もいただきました。

時代とともに様式を変えてきているものが考えられるのではないかというお話だったり、茶の湯とか書道の分野の関係では、流儀が多岐にわたっているということでなかなか優劣をつけるのが難しいことも現実としてはあるというお話。逆にこれは予算の裏づけがあれば、特に現在の指定の分野のお話ですが、茶道とか書道等の生活文化の分野についても、重要無形文化財を指定する際の保持者の認定を行うことが可能かどうか検討する余地があるという御意見もいただいています。

各分野に関しましては、書道の関係ですと、例えばパソコンの普及とか手書きの機会とか、書道人口の減少傾向もあるので、文化財保護法上に位置づけることが望ましいとか、茶道では、既に茶道具とか茶室が国宝・重要文化財に指定されていることもあるので、無形で茶の湯全体も考えたらどうかとか、総合的な認定が考えられるのではないかとか、学会で見解をいただいているというお話もありました。隣のページ、3ページですけれども、同じように茶道の関係ですと、文化勲章も受章されている方もいますよとか、茶の湯の技を高度に体現・体得している者を客観的に認定できるかどうかは課題ではないかという話がありました。

食文化の関係ですと、前回は、長野県の事例を中澤先生に御紹介いただきながら議論を深めていきましたが、地域独自の取組として活発に行われている一方で、担い手不足の課題もあるので、国によるサポートがあると望ましいとか、国が文化財として価値づけるこ

とで、地域の人々の意識を変え、地域の食文化の保存・活用につながるのではないかとか、非常に多様なので一様に決めることは困難ではないかというお話もございました。インバウンド需要を迎えるに当たって極めて有効というお話もいただきました。

落語の、芸能のところですが、こちら、寄席で行われる演芸がなくならないように保護が必要とか、落語以外にも多様な芸、曲芸等のお話がありましたが、それが基になっているとか、古典落語や講談だけではなくて、演芸についても無形文化財としての価値づけが行われたらどうかというお話もありました。

裏に行きまして、現代アートとの関係です。こちら、ヒアリングのお話の中で、コレクターの中心が海外になっていて、海外流出していることにつきまして、相続税の猶予等税制上の支援や公的な鑑定が必要ではないかとか、生活文化というよりは美術工芸品の分野に当たりますよとか、制作後50年という登録基準の見直しも場合によっては必要ではないかという話もありました。

検討事項3の自治体の文化財のところですが、地方での登録は有用だとか、自治体が増えるような取組は歓迎したいとか、国の登録制度と地方の登録制度がもし出来た場合には、役割分担の整理が必要だとか、様々な支援策も必要ではないかとか、人と人以上に密接に絡み合っているとか、それから、実際にこれはもし地方の登録を進めていくに当たり、学芸員や専門的な文化財の人材の方々がやはり必須ではないかというお話もいただいたところです。

長くなりましたが、以上です。

**【小島会長】** ありがとうございます。前回のヒアリングの内容を踏まえて3つの検討事項について、ヒアリングの内容と委員の皆様からの御意見という形で整理をしていただきました。特に委員の皆様からこれについてさらに補足説明等、また御意見等ございましたら、御発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

お願いいたします。

**【滝代理】** 発言のチャンスをいただいて、ありがとうございます。前回の議論で東工大とぐるなびの共同研究について少し触れましたが、その研究の一環で、全国各地の漬物から200株の乳酸菌を集め、乳酸菌の地域性について研究しています。各地の乳酸菌には、その土地にのみ存在する遺伝子があり、ぐるなびではこうした特徴を持つ乳酸菌を地域性乳酸菌と名づけ商標を取りました。この遺伝子を指標にすれば、地域を特定できる可能性があります。発言させていただき、ありがとうございました。

【小島会長】 ありがとうございます。オンラインで御参加の委員の皆様も御意見等ございませんでしょうか。議題1について御意見ございませんか。では、続けて進行させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、議事の2番目、議題2に入ります。これまでの議論の整理（案）の進め方について進行を進めます。時間も限られておりますので、私のほうから進行方法について御提案をさせていただきます。

まず資料2を御覧ください。まず全体を1及び2の（1）、さらに2の（2）、そして、2の（3）というふうに3段階に分けて議論を進めていきたいと思います。限られた時間ですので、一つ一つの事柄についての確認をすることで、ヒアリングを踏まえた論点の整理を進めていきたいという意図でございます。

まず1及び2の（1）について、事務局から5分程度で簡単に説明をしていただいた後、当該部分に関してのみ討議を行うということで進めていきたいと思います。鍋島課長のほうから先ほど1についての前回のヒアリングの内容等についての御説明がありましたので、論点の整理を進めていくような意味合いも含めて、私のほうから事実確認のようなことを幾つかまずさせていただきます。その事実確認で内容の共有をまずしていただいて、そこでさらに委員の皆様から御意見をいただくという形で進めさせていただければと思います。

20分から25分ぐらいずつこの3段階に分けての議論を続けてまいりまして、この会場が使用できるのが12時ということですので、残り時間をなるべく残す形で全体討議をそこでさらに加えていくということで、これから3段階、4段階で議論のほうを進めていきたいと思っております。

進行上の御提案をこういう形でしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小島会長】 ありがとうございます。

それでは早速、1及び2の（1）について、事務局より簡単に御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、よろしくをお願いいたします。オンライン参加の先生方も、もし声が通りにくいところがありましたら、いつでも御発言いただければと思います。

それでは、私のほうから資料2につきまして少しお話ししたいと思います。小島会長からお話しいただきましたように、これまでの議論の整理（案）ということで、座長と御相談して作ってみました。こちらは、前回の1回目の会議、そして、2回目のヒアリング等でヒアリングの方々、そして、委員の方々からお話をいただいたものを中心に少し整理をした

ところでは。

まず構成としまして、7ページとなっておりますが、1番、現状と課題、現状、課題を少し書かせていただきまして、その後、2番、多様な文化財を保存・活用していくための方策、

(1)として、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の必要性、これは主な検討事項の1に当たるところになります。この中では、必要性と、それから、具体的な方策、それをさらに進めていくための検討すべき論点という形になってはいますが、既存の登録制度の更なる活用、記録選択との関係の整理、地方の指定制度等との関係を、いただいた御意見の中で入れてみました。

ここから先はまたそのタイミングごとにお話ししたいと思いますが、3ページの下のように、(2)番として、多様な文化財の保存・活用。これは生活文化等のお話を中心に、必要性、具体的な方策、検討すべき論点を入れてみました。5ページの下の方からは、3番目の、検討事項でいうと3つ目、地方公共団体における登録制度の必要性。これも必要性と具体的な方策。6ページに行きますと、検討すべき論点として、国の登録制度等との関係、地方に登録を促進するための取組、そして、地方公共団体の体制充実、この辺り、御意見をいただいたところを中心に入れてみました。

まず座長からお話しいただきましたように、1ページの下にある(1)番の無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の必要性、こちらにつきましてお話をしてみたいと思います。

まず必要性ですが、これは様々御意見もいただいていますけれども、ユネスコにおける無形文化遺産保護条約が18年に発効しております。これまでに21件、日本のものでも登録が進んでおり、無形の文化財の保存・活用に対する認識が高まっています。これまでの中でも、和食、日本食のような登録がもうできていたり、書道の方々からは、ユネスコを目指していきたいというお話もありました。先日には、伝統的な建造物の技につきまして、ユネスコの評価機関から登録したらどうかというような、実際には来月またパリで最終的に御議論いただく形にはなりますけれども、様々、日本の文化に対してお話が進んできています。

ほかにも、次のところですが、新型コロナの関係が、やはり様々な分野にもありますが、文化・文化財関係でも非常に大きな影響が出てきているのではないかというお話をいただいています。様々な実演を伴う公演が中止・延期になっていて、公演や教室ができないだけではなくて、後継者養成だったり、お弟子さんにお話をしたりとか、お稽古事

ができないとか、様々影響が出ているのではないかと。

地域のお祭りにつきましても、1ページから2ページ目ですが、年中行事もできていないと。お祭りも年に1回ということもありますので、1回できないだけではなくて、だんだんやらなくなってしまうというおそれもあるのではないかとのお話もいただいています。

3つ目、従前から無形文化財については、生活様式の変化や担い手の高齢化等により、その存続が危ぶまれている。これは災害等の関係もありますし、様々その地域の課題もきっとあるかと思えます。

また、平成30年の法改正で導入してきております文化財保存活用地域計画、これは市町村の方々作成いただく総合的なものですが、地域のお祭りなどが地域文化の特色として捉えられ、御輿などを保存していくことの認識が高まる中で、強い規制を伴わない柔軟な保存・活用の措置を講じていくことが必要ではないかというお話がありました。

兵庫県の甲斐委員からは、自治体では、建造物を中心にした兵庫県の地方登録制度に加えまして、無形民俗の制度を導入しようかとの検討のお話もいただいています。登録制度の導入を検討している自治体においては、登録に向けた調査を進める過程で保存団体が結成されるなど、地域において当該文化財の保存・活用に向けた機運の醸成や自主的な活動にもつながっているというお話もその流れの中でいただいています。

また、例えば国が地域の郷土料理を無形の民俗文化財と価値づけることで、地域の方々の意識が変わったり、仮にメリットがそれほどなかったとしても、保存・活用の促進につながるのか、来たるべきインバウンド、コロナをどのように克服して共生していくのかということですが、そういったときに極めて有効というお話もいただきました。

具体的な方策で、それらを踏まえて、どう考えていけばいいのかということを書いてみたところですが、無形文化財・無形の民俗文化財についてより広く保存・活用を進めるということを考えてみますと、指定という分野だけではまだ全国的な代表的なものとなってしまうので、より広く保存・活用を進めることを考えますと、指定制度を補完するものとして登録という、有形でも平成7年の阪神・淡路大震災以来、建造物を中心に導入してきた登録を広く考えていくことも有意義ではないかというお話もいただいています。

その際、前回お話もいただいていますように、記録選択という制度がありますので、そのことの役割の整理だったり、登録による保存・活用の有効性を高めるための方策も併せて考えていく必要があるのではないかという御意見がありました。

具体的には、既存の登録制度の更なる活用ですが、平成8年以降、これは建造物、そして

記念物等に導入が進んできた有形文化財について、建造物では1万件を超える登録、指定では3,000件ぐらいですので、かなり登録は進んでいます。これは前回も全国的な調査というものが基礎にあって、その中で持っている各所有者の皆様がこの登録にチャレンジをしてくださっているという話もさせていただいたところです。

建造物ではそういう形ですが、美術工芸品の分野では、件数でいうと17件、これは、通常の指定行為では単体なんですけど、コレクションとしてまとめて登録をしています。1件当たり300件ぐらいから1万件ぐらいの非常に多いコレクションもありますが、これはただ、17件ということをつまえますと、必ずしも登録という制度が有効に機能していないというお話もいただきました。

建造物については、先ほどちょっと言ってしまいましたが、全国的な調査があって、自治体の連携の中に積極的に登録を進めていると。美術工芸品については、原則として制作後50年経過したものであるというのが登録の基準、これは文部科学大臣の告示ですが、歴史のもしくは系統的にまとめて伝存したもの、系統的もしくは網羅的に収集されたというものという規定がありますので、自治体の御意見を聴いた上でコレクションとして登録ということになっているので、指定されている件数と比較してもちょっと少ないのではないかと。

国については、有形文化財の登録制度について、幅広い文化財の保存・活用のためにも、さらなる活用を図っていく必要がそもそもあるのではないかと。

こういった状況の中で、指定制度を補完して、幅広く保存・活用を図るという登録制度の趣旨を踏まえると、無形の関係も、柔軟な登録基準が重要ではないかというお話もいただきました。

記録選択との関係の整理ですが、保存・活用に関して一定の役割を果たしているというお話も前回もいただいています。一方で、記録選択、これは記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・無形の民俗文化財という定義になっていますが、変遷の過程を知る上で貴重なもの、それから、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のうち重要なもの（無形の民俗文化財）につきまして、自ら記録作成を行ったり、自治体の方々が行う記録作成や公開事業に対して助成するものですが、特段の規制や作成した記録等に関する支援を講じるものではありませんので、当該文化財を継続的に保存するものとはなっていないという状況もあります。

もうなくなってしまいそうなものについて最後の一步のような形で記録を図っていくということになりますので、大分前にやったものにつきましては、その後、さらに記録を取



っていったり、更新していくかについては、地元の方々の取組次第にもなるのではないかと思います。多様な保存・活用のための手法を取り得るようにするためにも、無形・無形民俗文化財に関する登録制度を創設することは有意義ではないかということ記録選択との関係ではお話もいただいたところです。

一方で、地方の指定制度がありますが、有形文化財においては平成8年に建造物、17年に美術工芸品の登録制度が創設されてきています。指定制度と登録制度を比べますと、よりしっかりと保存・活用を図っていくものになりますので、国の登録制度は、国及び地方の指定制度を補完するものという考え方に立っています。ですから、国の登録制度と地方の指定制度を比べてみた場合には、地方の指定制度が優先するというルールになっています。

ただ一方で、将来的な国指定を視野に、追跡とか調査を行うために所有者の方々の同意が得られる場合には、両方を重ねて行うことも可能な制度設計になっています。今回、無形文化財に対する検討を進めていますが、同様の扱いということが考えられるということだったり、また、登録にもしなった場合、自治体でその後指定された場合には、国の登録からは抹消することを原則として考えたらどうかと。ただ、将来的な国指定を視野に措置を講じる必要があって、また、保持者とか保持団体の方の同意がある場合には、これは有形と同様ですが、登録を維持することも考えられるのではないかということで、不十分な点もあるのですが、少し一旦整理させていただきました。

以上です。

**【小島会長】** ありがとうございます。大分詳細な御説明をしていただきましたので、この議題2のこれまでの議論の整理の最初の段階なんですけれども、1の現状と課題についてはあらかじめ御了解いただける内容ではないかと思えます。

論点の整理をしていく上では、むしろ2というのが多様な文化財を保存・活用していくための具体的な方策で、その(1)として、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の必要性ということについての御説明がありました。御説明の内容というのは、必要性、具体的な方策、そして、検討すべき論点ということで整理がされておりまして、指定制度を補完する制度として、無形の文化財の登録制度を創設することは有意義であるということがまず前提になっております。その上で、検討すべき論点として3つに分かれておりましたが、既存の登録制度の状況を踏まえた検討、記録選択との関係の整理、地方の指定制度等との関係について具体的な御説明をいただきました。

これについて少し私のほうから論点の整理をする意味で御質問をさせていただきたいん

ですが、前回のヒアリングでは、特に菊池さんから御発言があったと思いますけれども、記録選択との関係についての検討をさらに進めるべきだということで御意見がありました。現行制度の指定、記録選択、そして、今回検討している登録の関係性について、この場でやはりもう少し詳細な確認ができたと思います。この件について、事務局のほうでもう少し具体的な補足説明をお願いできますでしょうか。

【田村文化財第一課長】 文化財第一課の田村でございます。参考資料1を御覧いただければと思います。現在の指定制度と無形文化財におけます記録選択の実際の運用上のことについて少し詳細に御説明させていただければと思います。

まず参考資料1の表のほうが無形文化財の記録選択でございます。記録選択というものの自体は、まさにこの記録を作ること自体を目的としているものでございますので、その記録の作成が終われば、継続的に何か助言とか指導していくものじゃないということでございますので、その点、登録制度とはそもそも考え方を大きく異にするものだと考えているところでございます。

実際どんなものを記録選択にしているかということでございますが、(1)にございますように、芸能関係ですと、一定以上価値はあるんだけどもう少し実態把握等をしていかないとなかなかちょっと指定は難しそうだなというものについて記録を作るというようなことをしております。また、(2)のように、例えば芸能であれば、変遷によって今後もう継承は望めないけれども、最後に今残っている間に国として記録を残しておきたいと、そういったものを対象にするということをしてございます。

2のところを御覧ください。近年は、芸能の関係でございますと、複数年に分けて、これは間もなく指定にできそうだなというような分野について継続的に記録作成を1つのものについて行うというような運用を行っているところでございます。下の事例を御覧ください。例えば講談というもの、これは平成9年に文化庁長官の記録選択にしたわけでございますけれども、その後11年以降ずっと記録や詳細な調査を行いまして、14年度には指定になったということでございます。現在は、琉球古典について平成28年から選択を行ってございまして、それに基づいて、今、記録作成をずっと進めているというような状況でございます。

このように、芸能の関係につきましては、極めてもう指定に近いようなものを1つだけきちんと追っていくような形で運用がなされているということでございますので、そもそも今回広く保護の網を指定制度を補完するものとして設けていこうという登録制度とはかな

り異なるような運用状況になっているということが分かるのではないかと思います。

次の、同じ無形文化財の中の工芸の分野でございます。これもどういうものを対象にしているかというのは同じで、もう今後に継承が望めないような(2)の部分と、ある程度一定の価値があるんだけど、ちょっと指定するに当たっては、もう少し記録を作って詳細な調査をしておかなきゃいけないというものを対象にして当初は行っておりました。しかし、工芸技術の分野が非常に明らかになってきているところもございまして、昭和55年以降はそもそもこの記録選択制度を使っておりません。制度としてはもう40年以上動いていないというところがございますので、まさに広く補完するような網をかける登録制度を今回つくることになれば、非常に有意義なことになるのではないかと考えているところがございます。

次に、裏の、これは無形の民俗文化財のほうでございます。こちらは先ほどの無形文化財の選択制度とは違ってございまして、かなり広く運用が現在行われているところがございます。対象とするものにつきましては、(1)にございますように、先ほどございました、もうそもそも今後伝承は難しいんだけど、最後に残っている間に記録を作っていこうというもの、それから、分布や伝承状況についてももう少し詳細な調査をして、明らかになれば指定に持っていくというような形で行っているものがございます。

ここにございますように、かなり広くこの記録選択の制度を民俗文化財のほうは使っておりまして、毎年5件程度は新たに記録選択を行うと。現在、選択件数が647件というような形になっておりますけれども、選択した後は、補助事業のこの記録作成によって状況が明らかになって、これはやはり国として保護していくことが必要だというものは次々に指定に持っていくと。実際のところ、国指定されたもののうち六、七割程度は、記録選択を経て指定になっているというような状況になってきているところがございます。

ここの下の事例にございますように、例えば会津の御田植祭は、平成27年に選択をして、28年、29年に記録の作成を行い、31年には指定と。下の吉田の火祭も同じですけれども、どちらかという、こちらのほうは、ある程度記録を広めに取って、その中から重要なものが明らかになったものは指定に持っていくというようなことの運用を行っておりますので、こちらのほうに関しては、確かに委員からヒアリングで出ておりましたように、少し今度新しく保護の網をかける登録制度が出来ますと、整理をしていくということは必要なのかなと考えております。

一方で、例えば(1)のところがございますような、今後もう伝承が難しいというもので

記録を作っていくこと、これはもう記録選択の制度しかできないことだというふうに伺っております。さらに、広く指定の網をかけていくことであれば、これから登録制度がもし出来たら、その基準をどうつくるかとなりますけれども、現在の記録選択の制度がかなり指定の制度を引いてきて、ちょっと緩やかに保護するということですので、登録を行う際にはもっと、例えば有形文化財ですと大正時代とかかなり古いものしか指定できないものを、制作後50年たっているようなところまで広げて登録制度は対象にしておりますので、民俗文化財とかについても、もう少し広い範囲を視野に入れて登録制度をしていくと。

さらには、一回記録を作ってしまうと、その後全く関係性がなくなってしまいます。継続的に指導・助言を行うというような制度にはなってございませんので、継続的にやっぱりこれは支援すべきものについては広く今後登録になっていくことになれば、今後の民俗文化財の保護の上でも有意義な制度になるのではないかなど、整理をしながらそういうことができるのではないかというふうに現在考えているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

**【小島会長】** ありがとうございます。田村課長から詳細な御説明をいただきました。また後ほど御説明があるかもしれませんが、参考2として模式図が今日提示されておりますけれども、記録選択については一時点での記録作成で、今回検討しようとしている登録制度については継続的な保存・活用の措置だということで、厚く文化財の保護の振興をこれから図っていく上での目的と方法が違うということが理解できたと思います。

私のほうで一応こういう形で最低限の事実確認をしてきたわけなんです、委員の皆様の方から御質問や御意見ございますでしょうか。

では、齊藤委員、お願いいたします。

**【齊藤委員】** 齊藤です。すみません、現状と課題及びそれに伴う活用していくための方策について、プラス面、現状、要するに、指摘された問題に対して賛否両論を併記してくださっていて、非常にある意味で公平な視点によるまとめだと思っております。うまくまとめてくださっているように思いました。ありがとうございます。

これを踏まえて今後いろいろ具体的な検討が進むと思うんですけれども、それはまた後で議論が行われるわけですね。そのときにお話をさせていただければと思うんですが、1つ、あらかじめこれだけ無形文化財・無形民俗文化財に入れるべきだというお話が出ているというのは、文化財保護法が出来てからこの制度を運用してこられた文化財保護委員会、昭和43年、7年でしたっけ、文化庁は。

【田村文化財第一課長】 43年です。

【齊藤委員】 43年から文化庁、それに関わってこられた事務の御担当の方、それに大勢の調査官の方々が培ってこられた、国民が文化財というのは大切にすべきものだということをおっしゃるようにならざるを得ない、仕組みを続けてこられたその成果だと思っております。だから、結果的に非常に受け入れられた制度であったがために、ここの制度にもっと加えるべきだというお話が今出てきているんだと思っております。そういう希望というか、国民のニーズと言うべきか、そういうものには応えていくべきだなとまずは思っています。無形であれ無形民俗であれ、その他の文化財、特別な位置づけになるかもしれませんが、大勢の方がこの文化財の中に位置づけをしてもらうことで、自分たちが関わっている伝承がより確実に未来に続けられるんじゃないかと期待してくださっているということですから、その思いには応えるべきだと思います。

その上で、事務局が整理してくださっているように、個々にはいろいろな問題がある。無形の場合にしろ、無形民俗の場合にしろ、技の指定になるわけですから、それぞれ望んでおられる各分野の技をどう捉え、その技を体現している人をどう捉えていくかというのが今後大きな課題になっていくのかなと改めて思っています。

後でまたお話が出てくる、例えば顕彰制度ではあるんですけども、厚生労働省の現代の名工の中には、話題になっている日本料理や西洋料理の優れたコックさんも毎年選ばれています。そういう意味で、国としては顕彰制度があるから認めているとも言えるんですけども、それを文化財として特定して技を未来に伝えようと考えたときに、どのように整理していくべきかというのがもう少し時間をかけてきちんと議論が積み重なっていけば。

先走るようではございますけれども、さっきお話があった参考2を見ると、直ちに登録の中にそれを入れるのではなくて、順番にきちんと位置づけて、順序を追って、言わば国民が納得される形で登録、さらにそれでうまくいくようならば指定に持っていこうというふうにご検討いただいているように思うので、非常に納得しているところです。すみません、ちょっと先走ったお話になったかもしれませんが。

あと、ちょっと事務的なことで気になったところがあるんですけども、資料のこれまでの議論の整理の2ページ目。これはここで言うべきことではないのかもしれない。上から5行目に「地域文化の特色として捉えられ、御興……」と書いてあるんですけども、政教分離の原則からいうと、国が指定していない、有形で指定していないみこしにお金を使うというのは、今まではあまり認められてこなかったんじゃないかなと思ったんです。ただ、

これ、人々の望み、希望が本当にみこしと書いてあればなんですが、例えば前に、町みこしという、町みみたいな字を一言入れていただければ、今までのやり方とも一致するかなと思いました。細かいところで申し訳ありません。後でこの資料が残ったときに、いわゆる神社が所有しているおみこしも直接国が補助するののかということになると結構議論を呼びそうに思ったものですから、ちょっと気になったのであえてお話しさせていただきました。

すみません、細かいことまで申し訳ありません。ありがとうございました。

【小島会長】      ありがとうございました。併せてもう一つ齊藤委員にお尋ねしたいんですけども、無形の文化財に登録制度を創設したとして、前回も議論がございましたけれども、芸能、工芸技術においても登録が進むかどうか、その辺の御意見いかがでしょうか。

【齊藤委員】      ここで事務局がまとめてくださっているように、時代の変化に応じて多様な保護施策が展開されること自体はいいことだと思うんです。既存の芸能や工芸技術に関して登録制度を持ち込むことは、登録基準をうまく使えば、まさしく先生方が御指摘になっている、将来の文化財になり得るもの、今の一般の多くの人を持っている、ある程度の歴史的な、長い歴史を踏まえたみたいな感覚を皆さん持っておられると思うんですけれども、先生も御指摘になっているように、今行われているものは未来の文化財になり得るものですよね。それに対して今の時点で登録基準をうまく考えれば、将来の指定候補、現在の枠の中でさらに範囲を広げるものも選び得るのかなとは個人的には思っています。ただ、事務的にはなかなか大変かもしれませんけれども。

いいですか。ありがとうございます。

【小島会長】      ありがとうございました。お時間が限られておりますけれども、オンラインで御参加の委員の先生方からも御意見伺えたらと思います。無形の文化財の登録制度の創設について、前回のヒアリングなどの意見交換の中でも岩崎委員から、十分な支援策がなければ有効に機能しないのではないかという懸念も指摘されております。都竹委員、甲斐委員、地域の状況を踏まえて、この無形の文化財の登録制度の創設について、評価なり御意見ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

【都竹委員】      じゃ、すみません、飛騨市長ですが、私から先に発言させていただきたいと思います。

【小島会長】      お願いします。

【都竹委員】      まずこの登録制度は、私は非常に有効な意義あるものだと思っております。前の回にも少し申し上げたんですけども、今、地方は、地方創生の流れ以来、地域

資源をとにかく丁寧に掘り起こす、それをどうやって活用するかということを実際にまちを挙げてやっている、そして、機運がかつてないほど高まっているというふうに思っております。その中で当然、今の文化財の制度の中にそのままはまらないものというのがたくさん出てくるわけでありまして、そこを登録制度でカバーしていくというのは、特にこれ、今の議論の無形文化財・無形民俗文化財というところは特に顕著なわけでありましてけれども、大変意義があることだと思っております。

もちろん財政面の措置というのは重要なことだと思いますけれども、ただ、これはまず登録ということがされるだけで非常に大きなモチベーションになりますし、それは文化財のための補助制度ではなくても、例えば地方創生の交付金とか地方交付税とかそうした一般財源になるようなものの中からも十分対応していけると思っております、財政措置と必ずしもリンクさせる必要はない。むしろ制度としてしっかりまず様々な地域の取組を受けとめる受皿が出来るということが非常に大きなことになるのではないかと思いますので、私はこの今回の登録制度の部分の必要性ということについては大賛成でありますし、ぜひ進められるべきだと考えております。

以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。続いていかがでしょうか。

【甲斐委員】 兵庫県の甲斐でございます。発言してよろしいでしょうか。

【小島会長】 お願いします。

【甲斐委員】 先ほどの田村課長の御説明がございまして、現在運用されております記録選択との目的と方法の違いというのが理解できたかと思えます。継続的な保存・活用の1つとして登録の制度が改めて創設されようとするということについては意義があるものと思えます。保護制度の選択肢が増えることとなります。そうしますと、保護の裾野が広がっていくということなので、非常に意義があることと思えます。それから、国の価値づけということになりますので、地域の皆様にとっては、自分たちの行事というのが再評価されていく。先ほど市長のモチベーションという言葉にもありましたが、誇りの部分を認めて、地域が活性化することに寄与することだと考えます。

ただ、第3の点でまた話題になると思うんですけれども、一方で地方登録を進めていきたいと思いますということがありますので、国登録と地方登録、どのような形ですみ分けていくのかということも一方では考えていけないのかなと思っておりますので、そこについては、また後ほど発言させていただきたいと思っております。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。登録の導入については、その基準をどうしていくのかというような課題も残されておりますけれども、文化財法行政を厚く展開していく、振興していくという点では、各委員の方々から評価をしていただいたように思います。

御発言いただいている委員の方々、この件についてさらに御意見ございますでしょうか。

【岩崎委員】 すみません、岩崎です。本日は11時に失礼しますので、少し今の流れの中で意見を述べさせていただきたいんですけども。

【小島会長】 お願いします。

【岩崎委員】 前はパソコンがうまくいってなくて、大変失礼しました。今回、前回の会議をちょっと振り返っていろいろ考えました。地域の中で少子化・高齢化で担い手が少なくなっている。そういう地域にとっての貴重な民俗的な行事とか営みということを登録の網をかけて維持していこう、継承していこうということは、先ほどの飛騨市長からのお話にもあったとおり、とても重要なことだと思います。

それはなぜかという、これまでの文化財保護法というのは、今のお話のように継承が難しい、ほっておいたら、公の手を差し伸べなければなくなってしまうようなもの、そういうものに保護の網をかけてきたというのがこれまでの文化財保護の在り方だと思います。

それは近代に入ったときもそうですし、江戸期に生まれた様々な文化財が軽視をされて海外に流出するというようなことがある。戦後は、戦争の混乱の中でとてもそういうところに気が向かない。大震災のときもそうですね。文化財はなかなか、地元の方は生活を維持することで大変なので、その部分は周りがフォローしていくというような形で維持してきた、救出してきたという面があると思います。

文化財保護というのは、文化財だから助けるということではなくて、なくなりそうなので、それはなくしたらいけないんじゃないか、実は歴史上、文化史上あるいは芸術上価値があるものなんじゃないかという再発見、それによって網をかけてきた歴史だといえます。それに対して、今回の場合は、地域の文化財とは違い生活文化に関しては少ないように思います。生活文化としてここで議論されているものについては、やはりそういう危機的な状況、もう滅びそうなもの、なくなってしまうようなものという、文化財の保護行政の基盤といいますか、基本的な考え方とやはりちょっとずれているように思います。

先ほど齊藤先生がおっしゃっていた通り、いつか文化財になるものを指定するのが、文



文化財行政ではなかったはずなので、仮にそのような前提を外すのであれば、非常に大きな文化財行政の転換になるというふうに思いますので、その是非についてはやはりこの委員会で十分に議論をするべきであろうと思います。

制度のイメージ図には、「我が国の文化全体の観点から見て価値が高く」と書いてありますが、価値が高いかどうかを国が認定するようなことにしてしまうと、登録制度が正当性や正しさの基準になってしまう可能性を否定できません。文化財行政の根本を掘り崩すことにもなりかねませんので、こうした資料の文言については、十分な配慮が必要だと思います。

文化財保護行政は、基本的にはなくなってしまうかもしれないもの、今そういう危機にあるものに価値を見いだして保護しようという、そういう行政であって、価値づけが定まっていない分野や歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分でないものは、これまでの文化財行政の中では文化財ではないんですね。資料では、論理の逆転が散見されますのでこの辺りのことについてはぜひしっかりと整理していくということが必要かと思います。今の話は主に生活文化と言われているものに対する話ですので、地域の民俗文化財とかということとはちょっとずれますので、その点は改めて強調しておきたいと思います。

すみません、もう時間が来てしまいましたので、これで失礼をさせていただきます。言いつ放しで申し訳ないんですけども、すみませんでした。

**【小島会長】** 岩崎委員、もうちょっとだけよろしいでしょうか。ちょっと私のほうで補足説明いたします。もう退席されますか？

**【岩崎委員】** まだおります。

**【小島会長】** ちょっと資料の手違いがあったようで、今、会場で配付されている参考2の国登録についての御説明の文章は、「価値が認められ」という表記になっておりますので、岩崎委員のほうから示された危惧や懸念については、今回ここで配られている配付資料では、評価での高いとか低いということではなくて、「価値が認められ」ということで今日の参考資料になっておりますので、私のほうから補足をしておきます。どうもありがとうございました。

**【岩崎委員】** すみません、これだったらよろしいかと思います。

**【小島会長】** ありがとうございました。ちょっと資料に手違いがありまして、大変失礼いたしました。申し訳ありません。

なかなか区切って進めていくというのは時間どおりいかないものだなというのを今、実

感しているところなのですが、生活文化の話題のほうにも入ってまいりましたので、とにかく12時までの時間ということですので、最後に少し総合討論の時間も残しておきたいと思っておりますので、議題2の(2)のほうに移っていきたくと思います。事務局のほうで御説明お願いいたします。

【鍋島課長】 すみません、事務局から失礼いたします。なかなか整理が十分でなくて恐縮です。(2)多様な文化財の保存・活用、これは資料2のこれまでの議論の整理(案)の資料2の3ページの一番下を御覧いただければと思います。(2)多様な文化財の保存・活用というタイトルに一旦させていただいています。

必要性がまずあります。文化財保護法による保護制度の制定当初は対象として想定していなかったものの、今後新たに文化財として評価し得るものや、現行の文化財保護体系の中では十分な、次のページになりますが、保護措置を取ることの難しい文化財について、将来的な保存・活用に向けた取組を実施していくことが必要ではないかという御意見。

しかし、茶の湯や書、食文化等の生活文化等については、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが求められているものの、これまで、実践者の裾野が広く、芸能等の技とも異なるため評価が難しく、また、用具の種類も多いとか、複数の流派に分かれているということなどで国の指定等による適切な保存・活用がなかなか難しかったという御指摘もございました。

特に無形文化財に指定ということを考えますと、国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定しており、これらの技を高度に体現している方々を保持者または保持団体として認定しています。これはいわゆる人間国宝と言われるような方々ですが、様々な流派があるということなどを1つの理由として、優劣がつけにくいということで、保持者等の認定ができていないのではないかという御指摘もこれまでいただきました。

お茶では、道具とか茶室の中には国宝・重要文化財に指定されているものがあったり、また、茶の湯の文化の発展に貢献したということで文化勲章を受けられている方もいらっしゃる、生活文化でも一定の学術的蓄積がある分野もあるという御指摘もありました。

食文化ですが、しつらえや器も含めて、料理を取り巻く様々な文化的要素が融合して1つの文化的価値を創出しているという側面もありますので、こうした特徴に留意しつつ保存・活用したらどうかという御意見もいただいています。

書の関係では、非常に長い歴史性もありますし、時代ごとに書体の変遷とか、新しい分野が生まれてくるとか、様式が変化してきていますので、変化を前提としてどのように考

えていくのかも重要ではないかという御意見もいただいています。

落語をはじめ寄席で行われる演芸についてなんですが、これもなくならないように保護が必要ではないかという御意見。演芸には、落語以外にも曲芸とか講談とか様々多様な芸があって、現在の芸能の基になっているという御意見もありました。

また、有形文化財の関係になりますが、美術品の中でも現代アートと称される分野のものも含めまして、制作されてから時間があまり経過していない作品については、これまで保護法に基づく保存・活用の対象とはされていなかったわけですが、現代アートを中心に、海外のコレクター等に高く評価され海外に出ていくようなものもあると。我が国の多様な文化を守り、発信していくという観点からは、こうした分野についても積極的に保存・活用を図ることが期待されているという御意見もいただいています。

具体的な方策というところです。茶の湯や書などの生活文化や、生活文化ではありませんが、現代アートについて、我が国の多様な文化を適切に保存・活用するために、文化財保護法においても適切な保護措置を講じることが必要ではないかという御意見をいただいております。

技術や所作だけではなく道具などとともに、単体というよりは総合的に——どのような総合的という考え方はあるかと思うんですが、そういう総合的な視点も考えるべきだということだったり、また、食文化のように全国的な広がりのあるものと、前回の中澤様からお話いただいたように、長野の郷土食のような地域的な特色もありますので、時代の変化とともに新しい表現様式が生み出されたり、変化しつつ発展してきたものということの御指摘もいただいています、そういったことを十分に考慮していく必要があると思います。

国においては、こうした現在の文化財保護法の体系では十分な保護措置が取られていない分野についても、その実態をしっかりと調査すると。1回目の会議でも文化庁でも、文化庁の長官調査という、仮称ではあるのですが、総合的な調査を、これは来年度の概算要求で今要求中の、財務省と相談中のものではあるのですが、そういった調査も考えていたりすることもありますので、そういうことも含めました様々な総合的な調査、指定・登録など保護法上の適切な保存・活用について検討・実施を、もう少しこの委員会が終わった後もさらに深めていく必要があるのではないかと思います。

古典落語、講談だけではなくて、演芸についても、学術的な裏づけがあれば、価値づけができるのではないかという御意見。

また、登録制度のある有形文化財については、制作後50年の経過を登録の基準としているが、現代アート作品を含む美術工芸品については、登録基準を満たす前に海外への流出や散逸してしまうおそれもあるので、例えば学術的な調査研究が進んで、系統的または網羅的に収集されたようなもの、まとまりがあるようなものについては、より柔軟に考えていくことも含めて有効な方策を構築していく必要があるという御意見。

検討すべき論点ですが、生活文化については、茶の湯、書道、食文化など分野ごとにその特徴が大きく異なっているので、一様にそれぞれをまとめてというよりも、それぞれの分野の特色、例えば食文化でしたら、無形文化財にふさわしいものとか、先ほどの郷土料理のような、無形の民俗文化財にふさわしいものと両方があるということがきっとそれぞれの分野それぞれあると思いますので、柔軟に制度を運用していくような工夫が必要ではないかという御意見もいただきました。

関連しまして、少しだけ御紹介しますが、参考3に文化財の指定・登録の基準というのが、これは現行のものですが、御紹介したいと思います。本委員会では、まず無形文化財・無形民俗文化財の指定以外の、もう少し柔軟な取組を御議論いただいています。具体的にそれらのものが今後どうなっていくのかということを考えますと、例えばですが、めぐっていただきました参考3の2ページ目に、登録有形文化財登録基準という、これは文部科学省の告示として定めているものがございます。

これは建造物については平成8年、建造物以外は平成17年に登録が出てきておりますので、まだまだ新しいものではあるのですが、こちらにありますように、建造物以外の部、建造物の部という形になり、原則として制作後50年を経過したものであって、歴史的もしくは系統的にまとまって伝存したもの、系統的もしくは網羅的に収集されたものであって、次の各号のいずれか云々という形で出ております。有形民俗文化財でも、同様に考え方をこちらの基準のほうで示させていただいています。

一方で、3ページにありますように、指定になりますと、これは国宝及び重要文化財の有形文化財の指定の基準ですが、絵画、彫刻の部、工芸品の部、書跡、典籍の部、古文書の部等、次のページにもあるんですが、それぞれの内容、分野に分かれてそれぞれの考え方を示していますので、生活文化の様々なところにつきましても、このようなそれぞれの特色に合わせたやり方も後々は考えられるかもしれないということが今回の御意見の背景にあるのではないかと思います。

こういったところにつきましても参照いただきながら、また御議論いただければと思い

まして御紹介しました。

以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。2の(2)の生活文化等の保存・活用については、前回のヒアリングの取りまとめとして、多様な日本の文化をどうやって文化財保護法によって保護していくか、それを論じていくための議論として、論点として、技術や道具などを総合的に捉えるべきものであること、全国的な広がりのあるものと地域的な特性があるものがあること、新たな表現形式が生まれるなど変化していくものがあるなどというような、大きく分けて3つの特性が示されました。これらの特性を踏まえて、文化財保護法によって保護していくことを考えていく上で、これらの特性について実態を具体的に調査していく。その過程を経て指定・登録などの保存・活用の措置を講じていくということが前提となるような議論になっていたと思います。

このことについては、松田委員のほうからもいろいろ御発言がありましたので、こういった調査を進めていく全国的な把握をしていく上での配慮すべき点等について、少し御意見を伺えたらと思います。

【松田委員】 ありがとうございます。松田でございます。最初に、調査を行う必要性というのは私も強く認識しているところでございます。生活文化という言葉を考えてみたときに、本当にこれは柔軟でもあり、曖昧な概念を示しているなと感じます。恐らく誰も生活文化を明確に定義できないのではないかと思います。そのことを確認するためによく私が言うのは、英語にしてみなさいということです。「ライフカルチャー」になると思いますが、これを英語ネイティブの人に言っても全然分からないという反応が返ってきます。このことから分かるように、我々が「生活文化」という言葉でもって何を意味しているのかはその都度ごとに注意深く明確にしながら、調査を進める必要があると思います。

それで、今回整理していただいたことに関してより具体的なことを申しますと、全国的な広がりがあるような生活文化もあれば、地域的な特性を有する生活文化もあります。また、例えば和食とか茶の湯とか、書道もそうですけれども、粋を極めたようなものから、もっと日常的なものまであります。ハレとケ、あるいは特別と日常、と言えいいのかもかもしれませんが、幅が非常に広いように感じております。

日本食であれば、高級料亭で技を極めたような方が作るような食もあれば、一般国民の生活の中で、肉じゃがのようなものでしょうか、あるいは回転ずしのようなものも入ってくるのかもしれませんが、そういったものまで幅広いものがある。茶の湯にしても、各流

派の家元の方々が極めた茶の湯もあれば、よその家に行ったときに急須で入れたお茶を出してくれるというような習慣もあります。書道にしても、優れた先生が書くすばらしい書もあれば、書き初めのような形で子供たちが書くような書もあります。

このように特別なものから日常のものまで、幅広いものが生活文化には含まれると思いますので、調査をかける上では、全国的な広がり地域という観点と、またもう一つ、ハレとケあるいは特別と日常のような観点を留意しながら生活文化の総体を把握するとよいのではないかと思います。

私からは以上です。

**【小島会長】** ありがとうございます。この多様な文化財の保存・活用について、委員の皆様のおかげから御意見ございますでしょうか。現代アートについては、分けて考えるべきという指摘もあって、資料のほうでも1行空けて表記されておりますので、現代アートについては分けて話を進めていきたいと思えます。多様な文化財の保存・活用について、その実態をどう把握していくか、まずそこから始めるべきだというのが、ヒアリングで得られた成果、前提だったかと思えます。

委員の皆様、いかがでしょうか。はい、お願いいたします、島谷代理。

**【島谷代理】** 島谷です。ハレとケという形で分けて考えるというのは非常に明快なことだと思います。だから、生活文化として考えた場合に、非常にレベルの高いもの、それから、そうではない、無形というか、風俗、習慣みたいなものと分けられると思うんですが、書き初めがレベルが低いということではなくて、より多くの人たちにそれは浸透しているという意味で日常と言ってもいいかと思うんですね。高名な先生が書き初めをやられる場合があるとすると、それはまた違うという形になると思います。

総体的に調査をする場合にどういうところに網をかけてやるかというのを文化庁としても考えて進行していただければ、各、食文化にしても茶道にしても華道にしても書道にしても、期待されている皆さんの希望に応えることができるのではないかなというのを今松田先生の発言を聴きながら強く思いましたので、文化庁にはそのところを整理していただいて、進めていただければと思います。ただ調査をする、調査をするだけでは、調査をすることを担う人たちにとってはとても難しいことになると思いますので、何を調査するか。前の会議で鑑査官がおっしゃられた、建造物については調査が進んでいるからという発言が非常に重たいと思うんですが、この生活文化について何をどう調査をするかという方向性だけでもこの企画調査会に出せば非常に意義があると私は思っております。

以上です。ありがとうございました。

【小島会長】      ありがとうございました。オンラインで御参加の委員の皆様も御意見ございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、児島委員にお尋ねしたいんですが、現代アートについてのことなんです。この取りまとめの資料でも現代アートについては分けて考えるということでこういう形で表記されておりますけれども、現代アートについての今後の作業の進め方、捉え方、位置づけについて御意見を少しいただければと思います。

【児島委員】      「現代アート」と「現代美術」ではなくて、英語のアートというのが入っているということで、美術はずっと続いているわけですから、そこから現代アートだけがこういうふうに議題に上がるというのはなぜなんだろうと考えてみたんですけれども、先日ヒアリングで山本さんがおっしゃっていたように、ここ数十年、海外で日本の比較的新しい、戦後に制作された作品の評価が非常に高まりまして、美術的にも経済的にも価値が非常に高まっていると。それによって日本国内でコレクションをされていた作品が海外に流出してしまったり、あるいは非常に価格が高騰してしまって、日本の国内の美術館でもう蒐集することができなくなり、国内に優れた現代美術の作品が残らないというような状況が起きてしまっています。

一方で、現代アートの一般的な知名度とか影響力とか人気は高まっていて、私も地方の美術館にいたときに、インバウンドの方たちが来て、見たいのは日本の現代アートなんだというお話もよく聞きました。東京で日本の現代アートが見られる美術館はどこかと聞かれたときに、実際は非常に少ないということで、大変もどかしい思いをずっと持っていたんです。

そういった状況で、今かろうじて、例えば個人のコレクターの方が、美術館が収集できなかった作品をコレクションされているという現状がございます。そういったコレクションを、せっかく国内に残っているので、これを散逸しないように、海外流出を食い止めるように何とか現状の制作後50年以上経過しているもの、という登録有形文化財の定義の中に何か柔軟な定義を加えられるようにできないかというところがこの議論の始まりなのかなと思うんですけれども、現状について私から付け加えると、そのような状況がございます。

これを調査していくということに当たっては、恐らく国内の専門家、美術館の学芸員や研究者といった人たちの参加も不可欠ですけれども、加えて、海外、国際的な評価がどう

うなっているか、例えば国際的な展覧会に出品している作家の実績など、展覧会での評価といったものをかなり客観的な視野で調査をしていくということが必要になるかと思えます。

【小島会長】 ありがとうございます。生活文化の議論の中で現代アートについてもヒアリングを行ったわけですが、結局、従前の美術工芸品の登録基準ということが前提になっておりますと、現状ですと、現代アートとされるものが散逸していってしまう、国外に流出していってしまう、こういった現状をどうこれから改善していくか、そういったことも含めて、いわゆる生活文化として参考資料4にあったような概念と併せてこの現代アートの問題についても具体的な調査方法とか評価の方法を検討していくということになるかと思えます。

だんだん残り時間が少なくなってきましたので、2の(2)について、ほかの委員の方々に御意見……、お願いいたします。

【島谷代理】 手短にお話ししますと、地方公共団体並びに国の博物館・美術館では、現代アートのように評価が定まっていないものを購入したり、受けるというのが非常に難しいという現状があります。それで、個人のコレクターに任せている状態で、それが十分じゃないので流出しているということがあろうかと思えます。

これを何とか施策でやるということであれば、前回も前々回もちょっと出ていたと思いますが、税制のことで個人のコレクターが集めやすい体制をつくるのがまず最初で、博物館・美術館にそれを買えというのはとても今では無理なことですので、そういった形で文化庁としては施策で対応していくのが適切かなというふうにお話を聴きながら思いました。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。これはまた総合討論の中で事務局のほうから補足説明等をしていただければと思えます。

順番に進行を進めてまいります。続きまして、地方公共団体における登録制度の必要性について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。よろしいですか。お願いします。

【鍋島課長】 それでは、資料2、これまでの議論の整理(案)の5ページの下のほう、(3) 地方公共団体における登録制度の必要性を御覧いただければと思えます。

まず必要性のところですが、先ほど来、国で、指定制度のほか、記録選択という話もあったのですが、登録ということも少し考えてみたらどうかということの御提案もいただいているわけなのですが、地方公共団体による保護としましては、保護法に定められた指定



制度と、地方公共団体さんが独自に条例等で定める登録制度が現在でもございます。現在、多くの地方公共団体において指定制度自体は持っていて、〇〇県指定文化財、〇〇市指定文化財という形になってはいますが、約11万件が自治体の指定になっています。

一方で、指定とは別に、条例により有形・無形の登録制度を設けている地方自治体、1回目するときにも御紹介しましたが、京都府、兵庫県、そして、83の市町村の合計80少しあり、件数でいいますと大体5,000件ぐらいのものが登録というのが進んできております。近年増加傾向ということも、下にありますように、4,500件から5,000件に増加しているということからも言えるかと思えます。

文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村の単位で、消滅だったり、今後なかなか持ち続けていけないという危機にある文化財の掘り起こしを含めまして、文化財を総合的に把握したり、地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくという観点から平成30年に文化財保護法を改正して、次のページですが、文化財保存活用地域計画に係る制度を創設しています。

都道府県におかれては、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化して、県内における各種の取組を進めていく上の基盤となります文化財保存活用大綱を策定するというようにさせていただいています。これによって、各地域においてこれまで十分保存・活用されてこなかった地域の文化財を改めて今見直していただいているところだと思いますが、総合的に把握しようという動きが広がってきているのではないかと思います。

過疎化・少子高齢化が進む中で、自治体においては、それぞれの特性を生かして地方創生を図っていくことが重要だと。先ほど飛騨市長さんからもお話いただきましたが、その際、地域の文化財の掘り起こしと保存・活用の取組は核となる施策だというようなお話もいただいています。地域計画は、都道府県は大綱を策定する形になりますが、一番身近な行政主体である市町村が地域計画をつくられるという形であります。

具体的な方策ですが、こうした状況から、新たに把握される自治体の未指定の、特にまだ指定をされていない文化財につきまして、地方登録制度の枠組みで保護を図っていくことを今、条例で定めている自治体も90ぐらいあるわけですが、一層促進するために、文化財保護法上の制度として、自治体の登録制度を明確に位置づけていくことも有意義ではないか、考えられるのではないかとということがこれまでお話も出ているところです。

現在の地方公共団体の独自の指定制度や登録制度においては、有形の文化財から無形の民俗文化財まで多様な指定・登録がされておって、特に無形の民俗文化財については、地

域の実情に応じた支援を行う観点から、登録制度でもう少し広く網をかけていくというか、保存・活用を行っていくことが有効ではないかと、御意見もいただいています。

検討すべき論点です。国の登録制度等との関係ですが、平成8年以降創設された有形文化財の国の登録制度（建造物、美術工芸品）や、今回創設を考えてみたらどうかという無形の文化財の国の登録制度と地方の登録制度について、それらの関係をよく整理する必要があるということが言えるかと思います。

地方に登録を促進するための取組ですが、ここで参考資料2を少しだけ御覧いただければと思います。早めにこれをもう少しお話しすればよかったですので恐縮ですが、今、国の登録制度との関係をもう少し整理したらどうかということも御意見としていただいていますので、参考資料2は、まだこれは私たちが事務的にこんなものかということと考え始めたものになりますので、先生方にいろいろ御意見をいただきながら、今後またよく作っていきたいと思う暫定的なイメージ図になります。

右上のほうにまず国指定があります。我が国の文化全体の観点から見て重要な文化財を指定する、これが国指定の考え方になります。許可制を基本として、手厚い保存・活用を図るという形になっています。一方で、左側にあります地方指定ですが、これは都道府県、市町村の指定ですが、各地域にとって重要な文化財を指定すると。条例による独自の措置として、許可制を基本とするわけですが、国指定に準ずる手厚い保存・活用を図るようなものというのが多いのではないかと思います。

今回少し御議論いただいている、国指定の下にちょっと書いてある国登録ですね。有形は平成8年の建造物からずっと出てきていますが、我が国の文化全体の観点から見て価値が認められ、先ほど価値が高いというふうに私たちの資料が少し間違っておりましたが、国として継続的に保存・活用の網をかけていくべき文化財を登録するのが国登録の大きな考え方です。許可制ではなく、届出制を基本として緩やかな保護を図っていくということです。

地方登録、左側にありますが、これは今、条例でやっているものになるわけですが、各地域にとって価値が認められ、地域として継続的に保存・活用の網をかけていくということで、地域にとって非常に有意義だということがポイントになるかと思います。条例による独自の措置として届出制を基本としつつ、保護措置の実態は様々、分野によっても様々だと思います。

これらはどれが上とか下とかということではありませんが、今書いてある矢印、国登録

から国指定、国登録から地方指定のほうに※がついている矢印がありますが、これは国登録になりますと、これは指定制度、国のもの、地方のものを補完する制度だということと位置づけがされているものですからこのような矢印が出ていますが、それぞれの4つの関係性も分野によっていろいろなかもしれませんが、様々あるかと思っておりますので、法律上の保護という観点で定めてまいりたいと思っております。1番のところに出ていました記録選択も、これまではこのような形でつくってきたものもありますので、御参考に書かせていただきました。

下のほうにあるのは、保護に至る前というように左側のほうにあります。先ほど申しました、概算要求で要求中の来年度新規の予算事業、文化庁の長官調査という仮称のものですが、先ほど島谷先生からもお話もありましたように、よく目的等を定めた上で、総合的な、特に生活文化の分野なのかもしれませんが、確認をしていく中で、この登録や指定に少しずつ近づいていったり、整理ができていくことができないかということは今後少し考えてみたいと思っております。

ちょっと資料戻りますが、先ほどの検討すべき論点、6ページのところです。地方に登録を促進するための取組です。様々な支援策を含めた検討が必要ではないかとか、特に無形の民俗文化財については、人に付随する文化財になるのではないかとか、条例で登録制度を持っている兵庫県やとか松本市の取組を広く共有することが必要でしようし、希望する多くの自治体を取り組みやすくする工夫、これ、どういうものかということがあります。

また、地域計画のように地方の登録制度を創設する際には、もし創設していくということになりますと、例えば国登録への提案が行えると。地域計画に入ってくる文化財については、国登録でどうでしょうかと自治体から国に提案を行えるような、そういう制度設計になっていますが、同様の考え方も今回考えられるのかということとここに出ております。

自治体の体制充実、これを進めていくに当たり、文化財の専門人材の不足が課題になるという御指摘もいただいております。登録制度の趣旨を踏まえて、積極的な把握と保存・活用の取組が行われるためには、専門人材の確保など行政の仕組みの充実が重要ではないかと。1回目の会議でも飛騨市長さんから、学芸員の方々を含めます専門的な人材の方々は、市長がいらっしゃったときはお一人だったが、今4人ぐらいになって、様々なことが展開できるようになったというお話もございました。これは地域計画を今、各自治体の皆様つくっていたり、検討されているところではあります。そういった策定にもつながってくる

と考えられるかと思ひまして、こういうような帰結にしております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。今の御説明とつなげてお話をしていきますけれども、6ページの具体的な方策として、地方公共団体が地方登録制度の枠組みで保護を図っていくことを一層促進するため、文化財保護法上の制度として、地方の登録制度を法的に位置づけることが有意義である。さらに、地域の実情に応じた支援を行う観点から、登録制度の活用が有効ではないかということで具体的な方策が2つの方向性が示されています。

その上で、検討すべき論点として、結局これを運用していく上での調整をどう図っていくかということが検討すべき論点ということになっていくかと思ひます。国指定及び国登録との関係、地方登録を促進するための取組、地方公共団体の体制充実についてまず確認をしていく必要があるんですが、事務局のほうからこの辺について補足説明をお願いしたいんですけども、地方登録制度を法律に位置づけた場合、特に国の登録制度との関係はどのようになるのか、その辺についての御説明を少し加えていただけますでしょうか。

【鍋島課長】 はい。先ほどの参考資料2という横長のものが、たたき台のような、一旦作ってみたというぐらいのものですが、地方登録から国登録には、場合によっては、先ほどありましたように、自治体の地域計画のような枠組みで登録の提案をいただくことも考えられるでしょうし、ぜひ自治体の委員の皆さんからも御意見いただければと思ひますが、地方登録が制度的に出来てくると、今度は地方の中での、自治体の中での指定との関係をどのように整理するのかと。より幅広い柔軟なものが考えられるかと思ひます。自治体のそれぞれの御事情の下に柔軟な制度が多分出来てくるのかと思ひますし、国の登録は、国の指定に少し準ずるようなものかもしれませんが、より柔軟なものとして幅広い保存・活用を考えていければいいのかと思ひますので、許可制・届出制との違いだったりとかも含めて御意見いただければと思ひます。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。続けて、都竹委員と甲斐委員にお尋ねをいたします。独自に条例で登録制度を設けている地方公共団体もございますが、京都府、兵庫県と約80の市町村にとどまっております。皆様の御経験を基にしてまたお話を伺えたらと思うんですが、法律上に地方の登録制度を位置づけることで、より多くの地方公共団体で保存・活用の取組が進んでいくことが期待できますでしょうか。地域での実態を含めて御

意見をいただけたらと思います。都竹委員からお願いいたします。

【都竹委員】 この点も、私、大賛成でございます。やはり法律上、文化財保護法上の制度とするということは極めて重要だと思います。もちろん条例で自治体が独自に定めるということは当然できるわけでありまして、それは自由な制度ですからそれぞれできるんですけれども、先ほど来申し上げておりますように、各地方の取組が進む中で一番大事なことは、それをどうやって残していけるかということと、もう一つ同時に、地域の誇りにしていけるかということなんですね。

地域の誇りにするということは、変な話ですが、箔をつけるみたいなことがすごく大事で、地域住民、市民なんかの反応を見ている、何かに登録されたとか何かに認定されたとかいうともう途端にモチベーションが上がるわけです。それをもちろん市独自でも、これは文化財に限らずいろいろなものの認定をやっておりまして、さっき現代の名工みたいな話がありましたけれども、例えばそういったほかのジャンルでもいろいろな市独自のものが、飛騨市もやっていますし、ほかの自治体もいろいろやっているんですが、やっぱりローカルルールなので、市で決めたんですねみたいな感じで終わってしまうところがあるんですね。ですけど、そこは国の法律上に認められた制度の中に入るということはモチベーションが全く次元が変わるので、これは地方の登録制度であっても文化財保護法上の制度とするということは大きな意味があると考えております。

それから、地方の今までの取組のところ、今85自治体で条例による制度を設けているとあるんですが、全国の自治体というのは1,718ありますから、まだ1,718の中で85にとどまっているという見方もできるわけでありまして、そうしたことを一つ一つ条例を提案し、可決し、登録していくということを持っていくよりも、文化財保持法上の制度として位置づけられたほうがより進むのではないかとすることも考えられますので、この点については私は大変意義のあることだと考えております。

以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。甲斐委員、いかがでしょうか。

【甲斐委員】 失礼いたします。先ほどの御説明で、地域の誇りということにもつながるということで、地方の取組だけでも、法に位置づけるというようなことが有意義だという御意見がございまして、全く賛成するところでございます。地方の取組ではあるんですけれども、地方の取組を進めたいという国の意思表示にもなるかと思っておりますので、昨今、大綱をつくり、市町におきましては地域計画をつくりということで地方の自主的な取組を

進めるという動きの中で非常に重要なことかと思えます。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。甲斐委員に重ねてお尋ねいたしますけれども、先日のヒアリングの中で、兵庫県では独自に無形の民俗文化財の登録制度の創設を検討されているというお話がございました。これは具体的にどういった効果を期待されてのことでしょうか。そこも少し教えていただければと思います。

【甲斐委員】 先ほど来出ております地域の誇りというところに着目したところがございます。それと、前半で議論のありました、危機に瀕した文化財を守っていききたいということで、ちょうど私どもは祭り・行事調査の終了のタイミングを捉まえまして、緩やかな保護措置、この網を、登録制度という網を広くかけていきたいというところで動き出したわけなんです。実は国の登録制度が動き出すということを知らないままに動きまわったので少し様子を見ておればよかったのかなと今思っているんですが、それにしましても地方にとりましては、今やりたいという意思を持って動きまして、全国85ですか、自治体さんのほうで登録制度をお持ちだということも、それもやっぱり地方の必要に迫られてやっていこうということで行われたと思いますが、さらに法に書き込んでいただくことによりまして、国としてもこれを進めていっているんだよというような意思表示をお願いしたいと思っています。

実際のところ、国の無形の登録の在り方というのがどのような形になるのかなというのが興味深いところ、気になったところではございますが、例えば有形文化財の建造物の登録につきましては、国指定に至らないものも含めて非常に幅広い価値のものを数多く登録しようというやり方になっています。それは登録制度の創設のときだったからということもあるかもしれません。

今、地方の自主的な取組を進めている中で、同じやり方でいいんだろうかなというのが少し思っているところがございます。地方で登録を進めるということであれば、国のほうで取り組んでいただける登録の形としましては、取り立てて国が保護の措置をかけるという意味のことでありますので、国の指定の候補をつくっていくだと非常に限定的なものにする、あるいは地方が登録しにくい、例えば県域をまたぐような広域に及んで分布しているような文化財だとか、そういうようなものの登録とか、そういうことは積極的にお願いしたいなという思いを持っておるところなんです。

ですから、一方で国が登録制度をつくり、地方でも進めてくださいということなん

ですけれども、やはりそういう形で地方の何を登録するかというところで今申し上げたようなやり方ですみ分けをするのも1つのやり方だと思いますし、あるいは、支援の内容、こういうところに補助金を入れます、あるいは補助金以外のところでもこういう支援を行いますというようなことで、それが地方の登録と差別化ができるのかというようなことがあれば、地方登録も進んでいくのではないかと考えますので、その辺りが実際の制度設計をするに当たって御配慮いただければと考えるところです。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。今の甲斐委員の御意見について、事務局のほうでお答えいただけることはございますか。

【鍋島課長】 非常に大事な視点で御意見をいただいたと思いますので、国の登録と地方の登録、これ、分野ごとに少し違うところがあるかもしれませんが、どのような形で役割分担や、考えをまとめていけばいいのか、一方で指定と比べるとより柔軟に拾っていくことも考えられますので、もう少しよく考えて、また御相談したいと思います。

【小島会長】 分かりました。ありがとうございます。

この件について、委員の皆様から御意見ございますでしょうか。齊藤委員、いかがですか。

【齊藤委員】 ちょっと基本的なところで、制度化というのは、文化財保護法の中に地方公共団体はそれぞれ登録をすることができるという事なんですか。もともと文化財保護条例をつくって保護を図ることができるというような規定があったかと思うんですけれども、あとは自由にできたような気もしたんですけれども。私の保護法、ちょっと昔の記憶なのでよく覚えていないんですけれども、制度化ということの意味をもうちょっと教えていただけませんか。

【小島会長】 事務局いかがでしょうか。

【鍋島課長】 地方登録の制度化と書いてあるところですか。

【齊藤委員】 はい。

【鍋島課長】 これは、今でも文化財保護法上、地方登録というのは特に規定が全くないのですが、現状では条例で約八十の自治体の皆様がより積極的に今取り組んでくださっています。法律上は地方の指定の規定がありますので、同様に地方の登録も文化財保護法上に規定することが仮にできるのであれば、より分かりやすくなるのではないかとということで、皆様に絶対やってもらうようなイメージではきっとないのかと思いますので、少し

柔軟な制度設計を考える必要があるのかと現状では考えています。

【齊藤委員】 すみません、そういうことではなくて、保護法の中に、地方自治体は、文化財保護条例をつくって保護を図ることができるというのが多分あったと思うんですけども、それ以上に何か法律の中に登録という言葉を入れるというのがこの制度化という意味なんでしょうか。

【鍋島課長】 そうですね。端的に言うとそういうことになります。

【齊藤委員】 そうですか。分かりました。そうであれば、地方自治体の気持ちを、状況を尊重するんだということをさっきおっしゃったので、あとは地方自治体の御判断になると思うんですけども、先ほどの御発言であったように、国登録の在り方が大いに地方自治体の参考になってしまうんじゃないかなと思いますので、この関係は、国登録の在り方が結構重要なのかなと改めて思います。

ただし、地方が今進めておられる地方の登録制度というのは、非常に現状に即したものだと思うんですね。それぞれ地域地域の必要性に応じて指定とか、選択はあまりやっておられるところはないようですが、指定ではカバーできないけれども、さらに地方自治体としては支援をしたい、地域の方々の要望に応えたい。さっきのモチベーションという言葉もありましたが、条例で位置づけることで意欲的に伝えようとしてくださるのならば、指定ではないけれども、そういう制度があるべきだ。今私たちがこの場で検討している登録制度を言わば先取りして進めてくださっているような印象を持っています。だから、そういうお気持ちを尊重しつつ、逆に言えば、邪魔にならないような国登録制度が望ましいのかなと改めて思っています。あまり参考にならなかったかもしれませんが、そう感じました。

【小島会長】 ありがとうございます。松田委員、いかがでしょうか。

【松田委員】 私も、今、齊藤委員のおっしゃったことに強く首肯いたします。参考資料2に関していいますと、やっぱり国登録と地方登録の役割分担が重要になってくると感じております。保護の手段という選択肢が増えれば増えるほどいいということではなく、役割分担を明確にしておかないとそれぞれの効果が弱まりますので、ここはしっかり理論武装をする必要があると思っております。

国登録に関して申しますと、とりわけ地方ではできないことを国としてやる、すなわち、地方登録ではできないことを国登録でやるということになると思うんですけども、逆に、国登録ではできないことを地方登録でやることも必要だと思いますので、このすみ分けが



重要だと思いました。先ほど甲斐委員がおっしゃってくださった、複数の自治体に、広域にまたがるような登録というのは、ヒントの一つだと思いました。また、全国には1,700ぐらい基礎自治体がありますが、体力がない自治体も少なからずあって、そういうところは地方登録をやるべきだといってもできませんとなると思いますので、そういったところは国が助けるというのもまた1つの形かなと思いました。

ともあれ、国登録と地方登録の両方に私は賛成するのですが、その賛成の条件は、やはり国と地方の役割分担を明確するということになるのかなと感じました。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。事務局のほうで今の御意見いかがでしょうか。

【鍋島課長】 十分に承らせていただきまして、またちょっと整理して御相談したいと思います。

【小島会長】 ありがとうございます。残りがもう10分少々なんですけど、何とか3つに分けて検討を進めてまいりました。それで、私のほうの勝手際もあって、事務局に確認をしたいんですが、今日の議事の2番目は「案」がついておりますけれども、これは一応審議事項として、この案についてお諮りするという形を最後は取ったほうがよろしいのでしょうか。

【鍋島課長】 いや、これは会長の御判断もあるかもしれませんが、案のままでよくて、今日の御意見を踏まえてまた次の会議にさらにバージョンアップしたものを示して御相談していければと思っております。

【小島会長】 そうしますと、これでよろしいですかというような決を採るような意味の案ではない？

【鍋島課長】 ではないということです。すみません。

【小島会長】 分かりました。ありがとうございます。そういう趣旨だそうなので、本当に残り10分ほどですが、資料2を見ていただきたいのですが、これまでの議論の整理ということで、まず現状と課題について検討いたしました。続いて、2の多様な文化財を保存・活用していくための方策、これについては3つに分かれておりまして、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の必要性、2つ目が多様な文化財の保存・活用、3番目が地方公共団体における登録制度の必要性ということで、事務局で整理してくださった内容についての検討、そこにまた新たに御意見を加えていただくということで作業してまいりました。

これまでの議論の中で御発言をいただいていない委員の先生方もいらっしゃいますので、

全体のまとめを、決を採るような形ではなくて今日はよろしいそうですので、とにかくたくさんの意見を出していただくということを主に考えたいと思いますので、御発言いただいている先生方、委員の皆様もぜひ御発言をお願いしたいと思います。

鍋島委員、いかがでしょうか。

【鍋島委員】 今回、生活文化というところで茶の湯、それから、書などをここで扱っているんですが、これは危機的なものかというふうに考えると、それがなかったら生きていけないというわけではないんですね。でも、やっぱりそれを無形文化財として登録していただいて、先日高木先生のお話にもありましたけれども、礼節を重んじて国民の芸術として認めていただきたい。それから、毛筆文化の継承ですが、これはやっぱり日本の文化として伝えなければいけないということで、生活文化の中で、そして暮らしとの関わりという中で強く推していきたいというふうな気持ちがあると思います。

実際に書き初めということ今回1つピックアップしているんですけども、やっぱり書き初めというのは、確かに本当に小学校3年から中学校3年まで義務教育として扱っていて、必ずみんなが書をやっている。それは江戸時代の寺子屋という形から今まで継続していて、これが廃れてしまうというのは寂しい話であります。これをやはり無形文化財として保護していくということは大事ですし、それこそ先ほどモチベーションという話がありましたけれども、やっぱりこういうふうに登録されると、よし、頑張ろうとか、みんなの気持ちも豊かになるし、生きていくためというよりは、気持ちを豊かにするためということでもう少し盛り上げていければなというふうに思っております。

【小島会長】 ありがとうございます。竹内委員、聞こえていますでしょうか。

【竹内委員】 はい、聞こえています。すみません、授業のために途中抜けてしまったので、文脈を外しているかもしれませんが、無形民俗のほうの記録選択のほうに関わってきたので、記録された後に、記録したことであとの継承の意識が希薄になってしまうんじゃないのかというのを危惧しながら作業に当たってきたので、今回いろいろなお話が伺えたのでよかったんですけども、やはり記録された後のまたサポートみたいなものとして、また登録とか様々な、登録だけじゃないかもしれませんが、可能性というのを追求していく、やはり継承に対するモチベーションというものをより一層盛り立てていけるようなそういう制度をつくれたらいいなと思っております。

あと、やはり国と、それから、地方自治体との役割分担をしながらこうした文化財を保持していく、守っていくというのはすごく大事なことだし、国にはできないことも多分い

ろいろあるかとも思いますので、細やかにそうしたことを議論していけたらいいなと思っています。

以上です。失礼いたします。

【小島会長】 ありがとうございます。あと、御発言いただいている委員の方は？  
これで全員ですか。分かりました。ありがとうございます。

次回第4回目ということになるんですが、そこではもう取りまとめ案を作成することになっていきます。そのためにも、今日が折り返しの企画調査会ということになります。3つの事柄について委員の先生方から大方の評価はしていただけたかと思うんですけども、これから取りまとめを事務局のほうでしていただく上で、様々な課題もある、または危惧すべき点もあるというふうな御指摘もいただきました。最後のまとめとしてぜひこのことについて事務局のほうにも検討していただきたいということ等含めて御発言いただければと思います。

松田委員、いかがでしょうか。

【松田委員】 このままで大丈夫だと思います。

【小島会長】 何か御発言さらにありますか、取りまとめに向けて。

【松田委員】 いや、今の段階では大丈夫です。ありがとうございます。

【小島会長】 齊藤委員、いかがでしょうか。

【齊藤委員】 あえて言わせていただければ、課題のところ、人間国宝の制度とか無形文化財の制度の効果についてあまり今まで検証されてきていないんですね。以前ユネスコの無形文化遺産課長から「日本は昔から人間国宝制度をやっている。その成果について論文とかないか」と言われて、一生懸命考えてみたんですけども、数量的なものとか、人間国宝制度はこういう効果があった、いいことがあった、あるいはこういうことが問題になったとかということがあまり議論されてこなかった。それはそれでこの制度が安定して国民に受け入れられているということであるのかもしれないんですけども、もしかしたら、現状を踏まえた分析というのがこの頃きちんと求められる時代ですから、どこかでそれをやった上で新しい制度を検討する、踏み込むのも必要かなと思いました。

伝統芸能の分野でいえば、音楽関係は、20年間の間に従事者が10%ぐらい減っているんですね。一方で洋楽関係者は5%ぐらい増えている。これは人口比率の減少率とかかわらずに、やっぱり徐々にこれだけ文化財保護法できちんと保護が図られてきたにもかかわらず、実態としては少しずつ減ってきている。ほかの分野はともかくとして、そういう実態もあ

るので、既存の制度の充実と、それから、既存の制度の再確認と、それを踏まえた既存制度の充実もちょっと、ここに書くかどうかは別にして課題として意識していただければなとは思いました。

すみません、余計なことで。ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。新たな制度を検討するに当たって、既存の制度の再評価等についても御配慮いただきたいという御意見でした。

島谷代理、いかがでしょうか。

【島谷代理】 もう大丈夫です。

【小島会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。滝委員……。

【齊藤委員】 あ、減少率間違った。邦楽は20%減で、洋楽は10%プラスでした。すみません、さっき言い間違えたかもしれません。厳密ではないんですが、そのぐらいの増減率。

【小島会長】 滝委員のほうはよろしいですか。

都竹委員、甲斐委員、いかがでしょうか。そろそろまとめますので。よろしいですか。ありがとうございました。

何とか予定した時間に収まりそうですので、本当に御協力いただきありがとうございました。拙い進行で本当に申し訳ありませんでした。

先ほど申し上げましたように、次回12月2日午後2時から開催される第4回目の調査会では、取りまとめ案を検討していくというまとめに向けての作業になってまいります。新しい制度を導入していくに当たっては様々な課題がまた出てくるとは思いますけれども、私のように地域を対象にした調査や研究している人間からすると、こういった制度を運用するのはやはり地域の方々に、平成の大合併以降、地域の自治体の文化財保護行政担当者というのは、世代交代がどんどん進んでしまっています。私がもう65歳になっていて、私が調査に行くと、30代の方々と一緒に対応を考えていくというようなことが現場では起きています。

こういった制度を新たにつくって運用していく上では、やっぱり地域の方々の文化財保護行政担当者がある意味、こんな言い方してはいけませんけれども、やっぱり育てていくというようなことも併せて考えていかなきゃいけないと思います。調査の必要性等についての御指摘もありましたけれども、それが地域にとっての過重な作業にならずに、かえって若い世代の文化財保護行政を担当する方々にとって、文化財とは何か、私たちが、その

地域の方々が当たり前だと思っていたものをもう一回再確認する、発見する、そういう作業につながっていくような内容もぜひ含めて、取りまとめに加えていただければと思います。制度の導入については、やはり最終的には運用する側のことも考えていかなきゃいけないので、併せてその辺も御検討いただければということで、進行だけやっておりますので、最後に発言させていただきました。

お願いします。

**【滝代理】** 日本の成長産業は何だろうといったときに、農業もありますけれども、インバウンドだと思うんですね。今、コロナで死んでいますけれども。フランスはインバウンドで20兆円。日本も3兆円から4兆円という感じで増えていまして、今、死んでいますけれども、僕はやっぱり10兆円という目標が面白いと思っているんです。

そのときに、日本は海を越えて来なきゃいけない関係がありまして、非常に相当強いリピーターに対するエネルギーが僕は欲しいんですね。そういう意味では、日本はやっぱりおいしいものが食べられるとか、歴史的な風光明媚とか、そういう意味ではやっぱり文化遺産とか、無形文化財とか、お祭りも含めて、相当に関係があるような、そして、リピーターには意外に繰り返し買える物とか食べる物みたいなものは結構大きなエネルギーだと思っています。そういう意味で、今回、日本が生き残るには文化を強調していくしかないんじゃないかなと思う、そんな1人なんです。インバウンド10兆円をやるのに、そのうちのリピーターを3割でも4割でも上げるんだというところに、やはり日本サイドが認める文化遺産というのは、日本に来る人にとってはものすごく楽しみになると思います。

**【小島会長】** ありがとうございます。

議事の3番目にその他がございますが、事務局のほうでこれは何かございますか。よろしいですか。

**【鍋島課長】** 特段ありません。

**【小島会長】** 12時を少し回ってしまいましたが、特に議事の2番目のこれまでの議論の整理（案）については、委員の皆様方から大方の賛同を得ることができたと思います。今回の取りまとめに向けて、今日出た、委員の先生方から御指摘のあった御意見等踏まえて、事務局のほうで作業を進めていただきたいと思います。

本日は長時間にわたり御協力いただきまして、本当にどうもありがとうございました。以上で閉会いたします。ありがとうございました。

**【鍋島課長】** 次回の会議は、4回目、12月2日水曜日の2時から御案内させていただいて

いますけれども、次回4回目は12月2日水曜日の2時からになります。今日は、まだまだこういう御意見あるよとございましたら、いつものように事務局のほうまでメールなりお電話なり何でも結構ですので、また併せてお寄せいただければと思います。本当に今日はありがとうございました。

— 了 —